

【 検 査 】

4 2 5 眼底カメラ（糖尿病網膜症）の算定について

《令和 7 年 1 月 3 1 日》

○ 取扱い

糖尿病網膜症に対する D 256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）又は（「2」蛍光眼底法の場合）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

眼底カメラ撮影は、眼底の循環状態、網膜、網膜色素上皮と脈絡膜の病変を精査・記録するものであり、そのうち、蛍光眼底法は蛍光眼底造影剤を静注して実施することで眼底血管及び組織のより詳細な観察が可能となる。

糖尿病網膜症は、糖尿病による血糖コントロールの悪化により、網膜の毛細血管や微小血管に障害が生じるものであり、本撮影は当該疾患の精査に有用である。

以上のことから、糖尿病網膜症に対する D 256 眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）又は（「2」蛍光眼底法の場合）の算定は、原則として認められると判断した。